

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.6

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 株式会社ウィズ・パートナーズ
代表取締役CEO 安東 俊夫

【住所又は本店所在地】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【報告義務発生日】 平成29年7月18日

【提出日】 平成29年7月25日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の増加
保有株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社CRI・ミドルウェア
証券コード	3698
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
住所又は本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年5月1日
代表者氏名	安東 俊夫
代表者役職	代表取締役CEO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	管理部 山口 隆志
電話番号	03-6430-6773

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)				18
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H	170,800
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	582,732
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	753,550
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			753,550
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			753,532

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年7月18日現在)	V	4,931,618
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		13.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.59

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年7月18日	新株予約権付社債券	350,000	6.16	市場外	取得	2,914円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(1) 金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、当社が無限責任組合員を務めるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が保有する株券等の数であります。

(2) 提出者及び発行者は、両者間で締結した投資契約書により、以下の事項を約しております。

発行者は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については平成28年11月30日以降、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については平成30年7月18日以降、発行者の普通株式の終値が直近10取引日連続で各社債に付された各新株予約権の行使価額の150%以上である場合に限り、当該新株予約権の行使を提出者に指示できる。但し、各社債に付された新株予約権の総数に対し累積で各20%を上限とし、かつ、1日の行使指示に係る株式数が直近10取引日の1日平均出来高の20%を超えない範囲とする。

提出者は、平成31年12月23日までの間は、発行者について組織再編行為、事業譲渡、倒産手続開始申立て、上場廃止、投資契約の重大な違反、公開買付に関する提出者の事前承諾のない発行者の意見表明、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行、又は株式等の発行（発行者の役職員に対して割り当てる場合を除く。）の決定等があった場合に限り、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を発行者に請求できる。

提出者は、発行者について組織再編行為、事業譲渡、倒産手続開始申立て、上場廃止、投資契約の重大な違反、公開買付に関する提出者の事前承諾のない発行者の意見表明、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行、又は株式等の発行（発行者の役職員に対して割り当てる場合を除く。）の決定等があった場合に限り、第4回新株予約権の取得を発行者に請求できる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	1,332,595
上記（Y）の内訳	組合員の出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,332,595

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地